

アルコール事業法

違反

違反事例の紹介

～ 次の違反が発生しています～

用途外使用違反 <許可を得た用途以外に一般アルコールを使用>

- ◆ 特定アルコールを使用して**試作品を製造**すべきところ、誤って**一般アルコールを使用**
- ◆ 機械器具洗浄の**用途許可を得ず**に、一般アルコールを**機械器具の洗浄に使用**
- ◆ **従業員の手指消毒**のために一般アルコールを使用

■ 許可を得た用途以外の用途に一般アルコールを使用した場合は、酒税相当額を納付金として徴収することになります。

 **例** ・酒税相当額（95度アルコール）1ℓ当たり950円
・一斗缶（18ℓ）の酒税相当額：17,100円

変更の無許可違反 <必要な変更申請を行わずに一般アルコールを使用>

- ◆ アルコール使用量や原材料の構成を変更したが、**変更許可を得ないで製造**
- ◆ 「**合成アルコール**」で許可を得た製品を誤って「**発酵アルコール**」を用いて製造
- ◆ 使用明細書に記載する製造方法と**異なる方法で製造**
- ◆ 機械器具洗浄の用途で**許可を得ていない機械器具**を一般アルコールで洗浄

■ 許可を得た「アルコール使用明細書」のアルコール使用量や原材料の使用構成を変更する場合は、事前に変更許可を得る必要があります。
(スケール変更のみの場合、変更許可は不要です。)

■ 許可どおりに製造するため、日々のダブルチェックやシステム上の防止策など、管理体制の構築が重要です。

提出(届出)違反 <業務報告、亡失報告、廃棄届出等の未提出>

- ◆ アルコール使用業務報告書を期日の**5月末日までに提出**していなかった。
 - 許可事業者は、毎年5月末日までに近畿経済産業局に提出する義務があります。
 - アルコールの使用実績がない場合も報告が必要です。
- ◆ 誤って一般アルコールをこぼしたが、**亡失報告を行わずに「欠損」として処理**した。
 - 直ちに亡失場所を管轄する経済産業局に報告が必要です。
- ◆ 代表者の**氏名・住所、設備に変更**があったが、**変更届出**を行っていなかった。



NO! 帳簿未記載・虚偽報告違反

＜アルコール使用簿、業務報告の誤記載等＞

◆ アルコール使用簿に定められた事項を記載していなかった。



- 使用施設ごとに帳簿を備え、法令に定める事項（アルコールの移入・移出、使用日・数量、製造数量等）を事実に基づき、度数、発酵・合成別に記載する義務があります。
- 記載にあたっては「アルコール使用の手引き」（10頁～）を確認してください。
- アルコール使用簿は、記載の日から5年間保存が必要です。（製造記録、納品書等の関係書類も保存してください。）

◆ アルコール使用業務報告書を正しく記載していない。

- 報告する前に記載内容の誤り・記載漏れがないか、ダブルチェックしてください。

NO! 譲渡違反

＜承認を得ずに一般アルコールを譲渡＞



◆ 経済産業局の承認を得ないで一般アルコールを許可事業者に譲渡した。



- 一般アルコールを譲渡（許可事業者に限る）するには、事前に貯蔵設備の所在地を管轄する経済産業局の譲渡承認を得る必要があります。
- 販売事業者等から譲り受けたアルコールを返品する場合も譲渡承認が必要になる場合がありますので、ご注意ください。（近畿経済産業局にお問い合わせください。）

NO! 許可条件違反

＜届出を行わずに一般アルコールを廃棄 など＞

◆ 事前に廃棄処分届出書を提出せずに、無断で一般アルコールを廃棄した。



- 一般アルコールを廃棄する場合、事前に使用施設等を管轄する経済産業局に届出が必要です。
- 許可条件は、廃棄処分に関するもの以外に、特定アルコールの区分蔵置や、回収アルコール等の帳簿整備、機械器具洗浄に係る内部規則に関する条件があり、遵守が必要です。

・ 法違反が発生した場合、事業者組織として、発生の経緯・要因の詳細な調査、具体的な再発防止策の構築等に相当の期間（通常3ヶ月以上）と労力を要します。

・ また、違反内容によっては、納付金の徴収、処分や罰則の適用を受けることになります。

違反
防止

- アルコール事業法を正しく理解し、管理体制を整えましょう！
- 違反の未然防止に向け「自主点検表」で定期的に点検しましょう！



アルコール事業法に関するお問い合わせ先



経済産業省 近畿経済産業局 アルコール室

〒540-8535

大阪府中央区大手前1丁目5番4号



06-6966-6029